

三鷹市女性憲章

わたくしたちは、個人の尊厳と男女平等を基本理念とし、あらゆる分野へ男女が平等に共同参加し、ともに生きるまちづくりをすすめることによって、平和な社会をつくることを願い、この憲章を定めます。

1. 男女平等教育を家庭、学校、社会のすべての分野で推進します。
2. 男女がともに責任をになう家庭、地域、社会をつくれます。
3. 差別されずに働く権利がすべての女性に保障される社会をつくれます。
4. 母性の保護と健康増進がすべての女性に保障される社会をつくれます。
5. すべての女性が自立して生きることのできる福祉社会をつくれます。

昭和 63 年 1 月 1 日告示第 1 号